資料2-2

# 認定再生医療等委員会業務内容に関する実務者会議



H27年9月28日 大阪大学未来医療開発部 岡田 潔

# 本日の報告



大阪大学 公式マスコットキャラクター **ワニ博士** 

- 1. 3つの委員会
- 2. 事務局の設置
- 3. 委員会の運営
- 4. 審査の実施
- 5. 研究者の支援





大阪大学では、次の3つの認定再生医療等委員会を設置 (平成26年12月)

- 第1特定認定再生医療等委員会
  - 内部委員:6名、外部委員:12名、計18名
- 第2特定認定再生医療等委員会(ex vivo 遺伝子治療等)
  - 内部委員:4名、外部委員:16名、計20名
- 認定再生医療等委員会

内部委員:5名、外部委員:7名、計12名



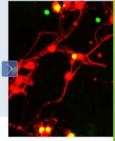
TEL06-6210-8293 > 2週79セス 図 お問い合わせ

第一特定認定再生医療等委員会 第二特定認定再生医療等委員会

認定再生医療等委員会

認定再生医療等委員会





#### 第一特定認定 再生医療等委員会

#### 「第一種再生医療等」及び「第二 種再生医療等」\*

に係る提供計画のうち、第2要 員会の所掌に属するもの (遺伝 子治療に係る計画) 以外につい ての審査等業務を行います。

- \*;「再生医療等の安全性の確 保等に関する法律」第2条第5 項及び6項
- 第一特定認定再生医療等委員会
- 設置者、認定番号
- 審査等業務に関する規程
- 0 審査料
- ○審査等業務の過程に関する記録
- ●委員の名簿

#### 第二特定認定 再生医療等委員会

#### 「第一種再生医療等」及び「第二 種再生医療等」\*

に係る提供計画のうち遺伝子治 療に関するものについての審査 等量務を行います。

- \*;「再生医療等の安全性の確 保等に関する法律」第2条第5 項及び6項
- 第二特定認定再生医療等委員会
- o 設置者, 認定番号
- 審査等業務に関する規程
- 0 審査料
- ○審査等業務の過程に関する記録
- ○委員の名簿

## 再生医療等委員会

「第三種再生医療等」\*\*に係る 提供計画についての審査等を行

- \*\*;「再生医療等の安全性の 確保等に関する法律」第2条第 7項
- ◆認定再生医療等委員会
- o 設置者、認定番号
- 審査等業務に関する規程
- 0 審査料
- o 審査等業務の過程に関する記録
- ●委員の名簿

よろしくお願いします。



⇒受付の手続案内

■ 秘密保持に関する覚書のダウンロードはこちら

## 2. 事務局の設置



- 医学部附属病院 未来医療開発部 臨床試験部門に設置
- 専従職員 2名、責任者・スーパーバイザー 各1名
- 設置準備段階の問題

省令、通知の発出が遅く(準備期間が短く)、専従職員、費用等の確保が困難であった。

研究者、事務部門等に、IRB(治験)、倫理委員会(臨床研究)/との違いが多く、 審査件数は少ないため申請者及び院内関係者の理解・協力を得にくい。





- 委員の出席確保
  - 外部委員が多く、日程の設定、連絡、交通費の生産等が困難
- 会場、資料の準備
  - 第2委員会は東京で開催、大量の紙資料の準備(委員会当日は紙資料を使用)
- 委員会規程・委員会手順等の整備
  - 臨床試験部門全体(治験・臨床研究)の know-how を活用し、事務局主導で対応
- 文書管理システムの利用
  - 外部委員が多く、気密性の高い大量の資料を取扱う(版管理も重要)

- 委員会設置規程と病院規程
  - 委員会設置規程(本学規程)委員会設置者(阪大総長)から、病院長に権限(設置・廃止以外)を付与
  - 標準業務規程 (病院規程) 病院長規程として、下位文書、手順書等を整備

## • 委員会の手順書

- 外部施設との契約、審査料に関する手順書 契約書、秘密保持契約書の雛型を作成
- ■利益相反の管理に関する手順書

当院に所属する研究者については、医学部の利益相反委員会で審査(治験・臨床研究と 共通する取扱い)

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき研究を実施するに当たり留意すべき事項について(平成27年9月15日医政研発0915第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)を参照

## く当院 未来医療開発部臨床試験部門の方針>

治験、臨床研究、再生の3委員会が存在しているので、 研究者が混乱しないよう、できる限り共通ルールで運営

認定再生医療等委員会の規程・手順書の作成に際しては、被験者保護の観点から「人を対象とする臨床研究に関する倫理指針」を際例)利益相反、重篤な有害事象、モニタリング等

## 文書管理システム

当院の治験事務局等では、システムの構築を業者に外注しているが、 準備期間及び費用面から、既存のシステムを利用した。

## REDCap

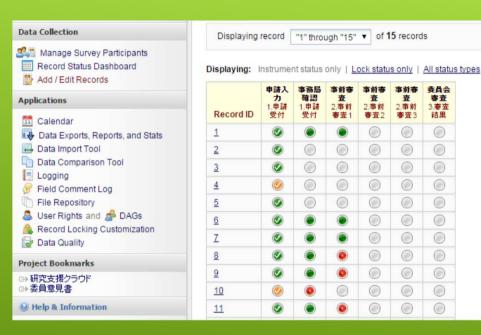
当院の未来医療開発部 データセンターが提供する、多施設のデータを簡 単安全に集積できるシステム

(アンケート等に利用可能な)Survey機能を利用して、申請者情報の受付及び委員のコメント収集・管理

## ■ 研究支援クラウド

市販の文書管理システム、申請者から提出される文書の版管理に利用、疾病等の報告、定期報告等にも利用予定

# REDCap の画面(例)



## 各提供計画の進捗管理画面

## 各担当委員による事前意見入力確認画面

Displaying: Instrument status only | Lock status only | All status types

Record ID	審査委 員の指 名	委員意 見養式 1·実画 た計画	委員(特限物書) 基書定加概·書字基)	委員意 見 記 主 司 書 意 書 意 き き き き き き き き き き き き き き き き	委員意 見書の (その文書)	評価表
1 重症心筋症(1回目) 委員 ]						
2 重症心筋症(1回目) 委員 3			•		0	
3 重症心筋症(1回目) 委員 】		0	0			
4 小児重症心筋症(1回目) 委員 1					0	
5 小児重症心筋症(1回目) 委員 】						
6 小児重症心筋症(1回目) 委員 1					0	
	-	-	-	-	-	-

## ■ REDCap

大阪大学医学部附属病院 未来医療開発部 データセンター REDCap ポータルサイト

トップページ

利用申請

ユーザサポート

よくある質問

JRECとは

支援案件

## Reseach Electronic Data Capture とは…

REDCapは米国Vanderbilt大学が開発したデータ集積管理システムであり、IT専門家でなくとも 簡単にWeb上でデータベースの構築と管理ができ、多施設のデータを簡単安全に集積できるシス テムで、アカデミック医学研究では世界標準になりつつある画期的な臨床研究支援ツールです。

REDCap導入を希望する施設は、Vanderbilt大との契約で無償でソースコードが提供されます。 特定の営利企業が開発・販売しているようなものではありません。

大阪大学医学部附属病院 未来医療開発部 データセンターはVanderbilt大学と正式にライセンス 契約を締結し、システムの使用権が許諾され、阪大全学の皆様に使用していただくことが可能に なりました。学外のREDCapユーザーの皆様も支援していますので、ご自由にお問い合わせくだ さい。

REDCacpは、全世界の研究者の善意で成り立っています。今後とも、ご支援の程、お願い申し上げます。



#### 2015年8月アクセス集計

閲覧ユーザ数	654
セッション数	1,016
ページビュー数	2,227

## **₩**Topics



★ 2015年06月01日

阪大REDCap環境の運用を開始しました!

📌 2015年04月13日

開催予定のセミナー情報を更新しました!

第35回 医療情報学連合大会 11月2日 (沖縄県宜野湾市)にて発表

「認定再生医療等委員会審査業務支援における Electroic Data Capture システム (REDCap) の活用事例報告」

大阪大学医学部附属病院 未来医療開発部データセンター 未来医療センター







審查方法

①事務局によるチェック

必要記載事項等を確認します(約1週間)

申請者による修正

②担当委員による事前審査

あらかじめコメントします(約2週間)

申請者による修正

③委員会審査

修正完了(委員会開催前2週間、委員の読み込み)

## ① 事務局による必要記載事項のチェック

### 様式第一(第二十七条関係)(第一面) 再生医療等機供計画(各令量元等 1) の記載に当たっては、指付書類に詳細を記したことをもって各種の 記載を省略するのではなく、当該確決における記載をもって健使しようとする再生医療等の概要がわかるよう、各種において開催に記載すること。た故、各種で記載内容が一頭直接する場合であっても、それぞれの 機に自動作列について関係に影響すること。 再生医療等提供計画 月 日 354条1項1件 住 所 管理者 氏 名 法4条1期1升 下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4 条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。 1 提供しようとする再生医療等及びその内容 法4条1項2号 提供しようとする再生医療等の名称 治療・研究の区分 再生医療等の分類 提供しようとする再生医療等の内容及び再生医療等に る特定細胞加工物の特性を簡潔に記載し、分類を判断 ・〇寺と根板加工が少寺性を開発に転転し、列類を刊版 近理由について、「法律、「施行寺」及び「開発通知 の図2(第一種・第二種・第二種の生民豪等技術のリス・ 分類に基づき、どのような検討を経て、どのように認 で分類を判断したかについて判断の起来を含め記載する 判断理由 研究の場合にあっては以下の事項 研究目的・意義 再生医療等の内容 規則27条6項1号 対式目的・基義 国内における研究の対象となる疾患の患者数、研究の9 となる疾患の指療法の現状と今回行う予定の指療法が9 の治療法と比べて優れていると考えられる理由を関塞( (1-1900 年後を2017年20 ) 再生医療等の対象疾患等 ) 再生医療等を受ける者の基準 (生医療等を受ける者の主な選択基準、除外基 (を記載すること。 米の信頼法と比べて達乱ていると考えられる場用を開催。 経験すること。 3 研究方法の概要 ・研究デザイン・単線数か多級数か、音像かれ実施が、 ランダメ化の有無、科学的表出性を示すにあたって対限版 とどのように数でするのか、数定しないのであればどの。 に科学的表出性を示すこので表示しないのであればどの に科学的表出性を指するのか等について影響するこ を影覧すること。 再生医療等に用いる細胞(細胞加工物の構成 □ 内生が原すたり □ 原料となる細胞の採取の方法 ○ 原料となる細胞の採取の方法 (保取部位、採取方法(用いる器具、採取する量、麻酔方法等を記載すること。) 評価項目 主要評価項目と刷次評価項目を記載するこ 経胞の加工の方法 胞に対し施す加工の内容を簡素に記載するこ 。 (研究期間 何:模供開始から3年、ただし登録期間2年、経過観 2。 D 細胞加工物の投与の方法 Q与を行う場所(例:手術室)及び投与方法を E載すること。 |期間 1 年 : 対象患者数 例:50例 複類者群 25 例、対照群 25 例(設定数の 接続についても記載すること。)

氏名」から「役職」までの機を増やして、記載するこ

再生医療等を行う 氏名

医師又は歯科医師 に関する事項 州川 所属

Admin 6 4 4	-	-
V.	<b>**</b> ***	그= 지 조크
添付	三块	確認票

載が必要な項目等	施行規則との対応		
中における該当箇所を記載してくだ	ローマ数字; 課長通知 (赤文字)		
1章2節 動物モデルにおける検討)	アラビア数字;事務連絡 (青文字)		
医療等を受ける者に関する個人情	27条5項4号		
	27条5項5号 (25条)		
条第1項關係	(IV (28))		
確保は、外部機関が実施する <mark>教育者</mark> しくは			
参加の機会を確保することでも差し支え			
対応に関する体制の整備状況	27条5項6号 (26条)		
付応)			
<b>匿者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に</b>			
及び問合せを受け付けるための窓口の設			
)対応の手順の策定その他の必要な体制の			
ならない。			
の詳細を記した書類	27条6項1号		
長第6項1号關係	V (3)		
り詳細を記した書類」には、提供する再生			
Bいては研究方法等の詳細、その他の場合			
り詳細を含むこと。また、当該書類には、			
t &			
省令第7条關係)*1	*1; IV (4) ~ (11)		
けた後に、感染症の感染後、検査をしても			
・期間があることを勧素し、検査方法、検			
再検査を実施する場合にあっては、その			

システムよりファイルを受付けた後、 必要記載事項をチェック

様式1及び省令第27条に規定される 添付書類については、チェックのた めのツールを作成



申請者へ

No.	文書番号	ページ	項目	修正箇所	質問内容	報告日	回答内容
1							-
2							
2 3							
4							
4 5 6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							

## 8月21日の事務連絡「2.細胞加工施設の項目について」

- 貴委員会では、どのように確認されていますか?
  - 例1) 省令第97条第4項各号の手順書の整備(No.72) 第一種と同様に、第三種再生医療等技術にも適用されます
  - 例2) 省令第99条の製造管理(No.75) 立入等の権限のない委員会は、どのようにして確認するのでしょう?

製造加工施設は、実施責任者が把握すべきでは?

# ② 担当委員による事前審査



原則3名の担当委員を事務局より依頼

**Data Export** 



事務局より申請者

担当委員の入力画面

## 委員による事前審査について

- ・ 委員会審査を効率的に実施するために採用
- ・ 委員の負担軽減を図るために、事務局にて必要記 載事項を確認
- ・委員教育が重要だが、個別の委員会では困難

認定委員会の審査レベルの統一も必要

## 5. 研究者の支援



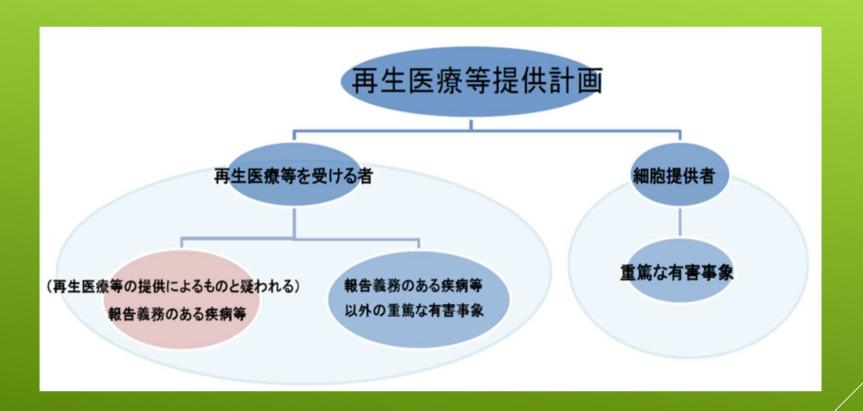
- ヒト幹臨床研究を実施していた研究者対象の講習会
- 新たに法律の対象となる細胞治療についての周知
- 医学部・病院の研究者のための手順書の作成
- CPC関連文書の整備を支援

# ● 研究者の手順書

被験者保護の観点から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を参照 当認定再生医療等委員会以外で審査を受ける場合の情報把握が重要

- 疾病等報告に関する手順 疾病等; 再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症
- 定期報告等に関する手順 逸脱報告、安全性情報に関しても規定
- ■モニタリング関する手順
- ■個人情報取扱実施規程

# ■ 疾病等報告に関する手順



当院の手順書によって、淡青色の範囲(重篤な有害事象)を院長報告とした



ご清聴ありがとうございました。

